

羽子発第 655 号
令和2年5月26日

市内学童保育室（放課後児童クラブ）利用者 各位

羽生市長 河田 晃明

通常登室の再開について

市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、5月25日（月）に国の緊急事態宣言及び埼玉県緊急事態等措置が解除されたことにより、**6月1日（月）**から通常の登室といたします。

しかしながら、第2波の感染が懸念され油断できない状況であり、引き続き十分に警戒していく必要があるため、下記のとおり感染症対策にご留意の上、登室をお願いいたします。

保護者の皆様には、お子さまの安全確保のために、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

○家庭において感染予防対策や健康観察を継続していただき、登室時にお子さまの体調等の確認をさせていただきます。

・新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用にご協力ください。

○発熱、咳やだるさ、息苦しさ等体調不良がみられる場合には、登室を控えてください。

・発熱等がある場合は、登室をお断りさせていただきます。

また、解熱後24時間以上経過し、お子さまの呼吸器症状が落ち着くまでは、自宅での休養をお願いします。

・いつもの様子と異なる場合には急なお迎えをお願いすることがあります。

・就労時間終了後、速やかにお迎えをお願いします。

○令和2年5月の学童保育料については、出席日数に応じて日割り計算により軽減をいたします。（通常通りお支払いいただいた後に還付または充当等での対応とさせていただきます。）

※今後の運営について、第2波の感染拡大によっては、変更となる場合もありますので、ご了承ください。

羽生市子育て支援課児童保育係
TEL 048-561-1121 内線 195～197